

企業連携による転職なき移住推進事業業務委託に関する仕様書

1 業務目的

当該業務は、地域課題の解決等を目指す都市圏企業等を対象に従業員の大分県への移住はもとより企業との連携を強化するため、専門窓口の開設等により企業支援を推進し、企業への移住支援、誘致活動、情報提供等を進め、企業からの相談に一元的に対応することで、大分県と都市圏企業間の円滑な連携体制を構築することを目的とする。

2 業務名

企業連携による転職なき移住推進事業業務委託

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

4 業務内容

(1) 「転職なき移住」を推進し、企業との連携を強化するための専門窓口の設置

下記①～⑤に留意のうえ、専門窓口担当者の過去の関連事業の実績を示すとともに、専門窓口設置における企業との連携強化のための業務計画について提案すること。その他の提案がある場合は、その詳細も業務計画に掲載し、提案すること。

① 専門窓口担当者の設置に関すること

・転職なき移住を推進し、企業との連携を強化するため下記のとおり専門窓口担当者を設置すること。

ア. 設置期間

履行期間に準じる。

イ. 受託者及び専門窓口担当者の業務

企業からの問い合わせに対して以下項目等の情報提供を円滑に行うこと。

- ・パートナーシップ宣言企業に向けた、大分県との連携の再認知一定期的な説明会の実施
 - ・新規連携希望企業の掘り起こしおよび対応
 - ・企業版ふるさと納税への誘導
 - ・移住に関する企業向け各種補助制度、支援体制、提供サービスのメニュー化
 - ・企業からの相談に対し、支援メニューの紹介、斡旋、県及び市町村とのマッチング
 - ・企業が大分県でテレワークを行う際のコーディネートおよび補助
- ※現地への随行は必要としないが、各受入団体と企業との円滑な調整に努めること。
- ・その他県が指示する事項

※相談窓口となる電話番号、メールアドレスを用意すること。

② 対象企業

- ・転職なき移住促進による地方創生に向けたパートナーシップ宣言企業および関連企業
- ・包括連携締結企業
- ・企業版ふるさと納税寄付企業
- ・大分県への立地検討企業

- ・テレワークやフルリモート勤務などに対応できる企業
 - ・その他大分県との企業連携に関心のある企業
- ※上記にかかる対象者は企業の管理部門、人事部門、広報部門などに属するものとする。

③ 相談対応について

ア. 業務内容

- ・対象企業に対して相談対応を行い大分県との連携強化のためのマッチングを図ること。
- ・相談対応については対象企業の希望等を考慮し行うこと。
- ・対象企業からの相談対応については、原則対面又はオンラインでの実施とする。

イ. ヒアリングシートの作成

- ・対象企業との相談実施後、ヒアリングシート（様式任意）を作成すること。
- ・企業の相談・希望事項等を管理するヒアリング管理シート（様式任意）を作成すること。
- ・県が随時確認できるよう情報共有を図ること。

ウ. 相談対応のアフターフォロー

- ・相談対応後に、県と都市圏企業との連携方策を取りまとめの上、両者に提案を行うこと。
- ・その他県と都市圏企業が中長期的な関係性を構築できるようサポートすること。

④ 企業向け情報収集・説明会の開催

- ・企業への提案資料を作成して情報集約を行うこと。
- ・企業説明会を年3回程度行うこと。オンラインでの実施も可とする。
- ・企業説明会ごとに実施内容をまとめて実施報告書内に記載すること。
- ・企業説明会の会場は県と協議して決めることとし、会場代は県が負担するものとする。

⑤ アンケート及び実施報告書の作成

- ・アンケートを作成し、本事業で支援を行った対象企業から回答をもらうこと。
- ・事業内容及び成果、アンケート結果とその分析がわかる実施報告書を作成し、業務期間内に提出すること。

(2) イベントの実施

下記に①～③に留意のうえ、想定するイベント内容を提案すること。

① イベント開催（県が指定する場所での現地開催とする）

- ・費用対効果を最大にできる会場を選定すること。
- ・イベントでは、大分県との企業連携活動の報告を企業が行う内容とすること。
- ・大分県への転職なき移住を推進するための移住支援情報、企業支援情報を展開すること。
- ・大分県への転職なき移住の促進にかかる移住検討層の増加に寄与する内容とすること。
- ・その他大分県への立地検討や企業版ふるさと納税への誘導が行える内容とすること。
- ・ゲストスピーカーを招聘する場合は、謝礼及び旅費の支給について配慮すること。

② イベント集客業務

- ・目標集客人数は50人以上とする
- ・集客対象は仕様書4（1）②の企業を対象とすること。
- ・開催日の2カ月前から対象企業や市町村に対して告知等を行い集客に努めること。

③ その他

- ・イベント開催時にアンケートを作成し、参加者から回答をもらうこと。

- ・事業内容及び成果、アンケート結果とその分析は実施報告書内にまとめること。
- ・具体的な内容は県と協議のうえ決定すること。

(3) 既存 Web サイトの情報更新及びサイト構築

① 既存 Web サイトの情報更新及びサイト構築

・令和5年度に作成した web サイト (<https://oita-tenshokunaki-iju.jp/>) を構築し、情報を継承した上で、以下ア～キの情報更新、修正に適切に対応すること。

ア. モニターツアーの実施内容に関すること

イ. モニターツアー受入団体、参加都市圏企業のインタビュー

ウ. テレワーク移住に関する大分県の支援金の情報

エ. 大分県で活躍するテレワーク移住者のロールモデル発信

オ. 県が整備したサテライトオフィスやコワーキングスペースの情報

※参考 (県内のコワーキングスペースやサテライトオフィス)

「大分県企業立地ガイド (<https://www.ritti-oita.jp/>)」

カ. 県が有するHP「おおいた暮らしの第一歩 (<https://www.iju.oita.jp/>)」内で情報発信できるようにバナー等の準備を行うこと

キ. その他県が指示する事項

(4) 本事業に参加した企業の移住した社員への出張旅費の負担及び広報周知

① 要件

ア. 大分県外に本社を有している法人

イ. 大分県と社員の移住を中心とした連携協定等の締結を行う法人

※協定書を締結した企業が50%以上出資した法人も含

ウ. 県内に定住する意思がある社員が大分県内に移住すること

(転勤など一時的な転入は除く)

エ. その他県が指示する事項

② 経費

自宅から本社などへの出社に要する交通費 (公共交通機関の利用に限る) 及び宿泊料

③ 対象期間

最初に社員が移住した日の翌日から年度限り

④ 負担額

ア. 上限 32,000 円 (関東以北への出社) (税抜)

イ. 上限 20,000 円 (関西以北への出社) (税抜)

ウ. 上限 4,000 円 (九州・沖縄地区への出社) (税抜)

⑤ 限度数

ア. 社員一人あたり年 12 回 (移住した社員が 5 名以上の場合)

イ. 社員一人あたり年 8 回 (移住した社員が 3～4 名の場合)

ウ. 社員一人あたり年 4 回 (移住した社員が 1～2 名の場合)

⑥ 予算額

1,440 千円 (税抜) を見積もること。

⑦ 支払い事務について

- ・年度末までに本事業に参加した企業に実績を確認し、要件を満たした企業の社員の出張旅費を受託事業者が負担すること。
- ・費用の支給に疑義が生じた場合は、県と協議を行うこと。

⑧ 周知について

本業務を本事業に参加する企業のインセンティブとして広報周知を行うこと。

(5) 本事業に参加した企業への試験的テレワーク移住の費用負担及び広報周知

① 要件

- ア. 大分県外に本社を有している法人
- イ. 大分県と社員の移住を中心とした連携協定等の締結を行う法人
 - ※協定書を締結した企業が50%以上出資した法人も含む
 - ※締結予定の企業も含む
- ウ. 大分県への移住に興味がある社員が所属している法人（転勤など一時的な転入は除く）
- エ. 大分県内での5日間以上の滞在（業務等に関連しやむを得ない事情が発生した場合は除く）
- オ. その他県が指示する事項

② 経費

自宅から大分県への交通費（公共交通機関の利用に限る）及び宿泊料を支給する企業経費を負担する

③ 対象期間

年度限り

④ 負担額

上限 50,000 円（税抜）

⑤ 限度数

社員一人あたり1回を上限とする。

⑥ 予算額

1,250 千円（税抜）を見積もること。

⑦ 支払い事務について

- ・年度末までに本事業に参加した企業に実績を確認し、要件を満たした企業の社員の出張旅費を受託事業者が負担すること。
- ・費用の支給に疑義が生じた場合は、県と協議を行うこと。

⑧ 周知について

本業務を本事業に参加する企業のインセンティブとして広報周知を行うこと。

(6) 本事業に参加した企業への試験的テレワーク移住の延泊滞在に対する費用負担及び広報周知

① 要件

- ア. 大分県外に本社を有している法人
- イ. 大分県と社員の移住を中心とした連携協定等の締結を行う法人
 - ※協定書を締結した企業が50%以上出資した法人も含む
 - ※締結予定の企業も含む

ウ. 大分県への移住に興味がある社員が所属している法人（転勤など一時的な転入は除く）

エ. 大分県内での5日間以上の滞在から追加で1泊以上の延泊滞在を必要とする

オ. その他県が指示する事項

② 経費

延泊滞在にかかる社員の経費を負担する。

③ 対象期間

年度限り

④ 負担額

上限 30,000 円（税抜）

⑤ 限度数

社員一人あたり1回を上限とする。

⑥ 予算額

750 千円（税抜）を見積もること。

⑦ 支払い事務について

- ・年度末までに本事業に参加した企業に実績を確認し、要件を満たした企業の社員の延泊滞
に要した費用を受託事業者が負担すること。
- ・費用の支給に疑義が生じた場合は、県と協議を行うこと。

⑧ 周知について

本業務を本事業に参加する企業のインセンティブとして広報周知を行うこと。

(7) 成果物及び実施報告書の提出

① 下記ア～ウについて、業務期間内までに成果物をデータで納品すること。

ア. ヒアリングシート（様式任意）

イ. ヒアリング管理シート（様式任意）

ウ. 本事業に参加した企業等関係者の連絡先一覧（様式任意）

② 下記ア～カについて、業務期間内までに実施報告書を提出すること。

ア. 「転職なき移住」を推進し、企業との連携を強化するための専門窓口の設置に関すること
・事業内容及び成果、アンケート結果とその分析結果を報告すること。

イ. イベントの実施

・事業内容及び成果、アンケート結果とその分析結果を報告すること。

ウ. 本事業に参加した企業の移住した社員への出張旅費の負担、試験的テレワーク移住の費用
負担及び広報周知

・費用負担実績を報告すること。

エ. その他県が指示する事項

5 対象経費

(1) 「転職なき移住」を推進し、企業との連携を強化するための専門窓口の設置に要する費用

(2) イベントの実施に要する費用

(3) 既存 Web サイトの情報更新及び維持管理に要する費用

(4) 本事業に参加した企業の移住した社員への出張旅費の負担及び広報周知に要する費用

※事業予算額 1,440 千円（税抜）もあわせて見積もること。

- (5) 本事業に参加した企業への試験的テレワーク移住の費用負担及び広報周知に要する費用

※事業予算額 1,250 千円（税抜）もあわせて見積もること。

- (6) 本事業に参加した企業への試験的テレワーク移住の延泊滞在に対する費用負担及び広報周知に要する費用

※事業予算額 750 千円（税抜）もあわせて見積もること。

- (7) その他業務に要する費用

※一般管理費は 10%以内とすること。

6 権利の帰属

本業務により新たに制作した制作物（データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン物、プログラム等）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から 28 条に定める全ての権利を含む。）は、発注者に譲渡するものとし、発注者はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。

7 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。
- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。